

○集会、集団行進及び集団示威運動の許可事務の取扱いに関する訓令

令和 7 年 3 月 2 1 日

本部訓令第 1 7 号

(概要)

この訓令は、集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則（令和 7 年山口県公安委員会規則第 3 号）に基づき、集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集団行動」という。）が行われようとする場所を管轄する警察署長が処理する集団行動の許可事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。